

道路交通法改正への対応

..... 自転車の交通違反対策が強化されます

今後2年以内に自転車の交通違反に青切符を交付することが決まっています。しかしながら、どの行為が違反となるのかが、警察庁のホームページを見ても、関係機関に確認しても全容が分からない状況であることから、議場において確認をしました。

板東：警察は、違反行為が何なのかを周知する必要があるが、どのように行うのか？

行政：現在、警察での具体的な周知方法等は未定であると聞いている。

板東：歩行者専用信号が青の場合、自転車は通行可能か？

行政：違反となる。

板東：傘を差して片手運転は明確な違反だが、「さすべえ」はどうか？

行政：一定の条件で、大丈夫。

この施行には様々な課題があると考えております。

例えば、取り締まり対象者は16歳以上です。しかし、現場での本人確認に確実性が伴いません。よって、公平性が疑われる運用が考えられます。

また、歩道を自転車が通行可の場合です。それらを区別する標識などの環境整備が不十分であり、その上、通行方法の理解が浸透していません。

さらに、質問で取り上げた「さすべえ」は、都道府県の公安委員会によって判断が違います。TVの情報番組から日頃の情報を入手している方が多くいるため、提供される内容によっては誤解や誤りが生じる恐れが懸念されます。

だからこそ、地元警察や地元自治体からの正確な情報提供が必要な案件であるにとらえており、本会議で市の丁寧な対応を求めました。

今年、本市では「マナーアップ大作戦」に取り組みます。自転車の運転マナーの改善の大きなチャンスとなる法改正との相乗効果を目指した取り組みに期待するものです。

委員会で市内の施設を視察

常任委員会では、議会が閉会中の期間を利用し、管内や管外の視察を行なっています。

管内（市内）の視察の主な目的は・・・

①予算執行する、若しくは、執行した事業に対する適正な執行と効果の確認です。よって、現場で確認したことは決算委員会につながります。

②国内で社会的課題になっている取り組みについて、市内状況を確認する。

③本市の長年課題解決が図られていない取り組みへの再確認。

今回の視察では、教育委員会が活用しなくなった施設、具体的には、かつての第四中学校、梅ヶ丘小学校、南幼稚園の施設や残置物について確認を行いました。

第四中学校や梅ヶ丘小学校の体育館・グラウンドは、市民から使いたいという要望があります。行政側は、その管理をどの部署の誰が行うのか、その財政負担の増加を理由に結論から逃げていているように感じます。

廃止施設の再活用は、本市の弱い分野です。その再活用へ提案するきっかけづくりとしての現場視察です。



50年間の気温の推移

西暦	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2023
1月	4.3	5.0	4.0	集計の変更をしたため、月ごとのデータはなし	5.5	6.0	5.2	5.2	5.4	7.8	5.5
2月	4.2	4.3	6.4		5.7	3.9	5.3	7.2	6.2	7.0	6.2
3月	8.2	7.9	9.4		9.4	7.9	8.3	9.0	9.6	10.5	12.2
4月	14.7	14.1	16.0		14.7	14.5	15.7	13.1	15.7	12.9	15.2
5月	19.5	19.8	20.9		19.0	20.8	19.0	18.6	21.5	20.3	19.5
6月	23.7	24.2	23.1		22.2	23.6	24.8	24.1	23.2	24.5	23.4
7月	28.3	26.2	28.5		28.1	29.0	27.3	28.2	26.7	25.5	28.7
8月	28.3	27	30.2		31.4	29.8	28.5	30.6	28.2	30.2	29.8
9月	26.4	23.4	25.7		24.0	25.4	25.7	26.5	22.7	25.4	27.5
10月	18.3	18.3	19.1		19.7	19.3	19.2	19.5	18.2	17.9	18.3
11月	12.9	13.3	12.6		11.7	14.2	12.5	12.5	14.6	13.9	13.5
12月	7.0	6.2	6.2		6.9	8.3	4.7	8.2	9.2	7.6	8.5

平均気温	16.3	15.8	16.8	17.5	15.0	16.4	16.4	16.9	16.8	17.0	17.4
最高気温	37.5	36.2	36.7	39.0	39.6	38.2	37.2	37.7	38.2	38.6	38.7
最低気温	-2.5	-3.6	-3.7	-3.8	-1.6	-2.1	-2.5	-2.1	-1.1	-1.1	-3.2

(寝屋川市の統計書より)

「地球温暖化」が進行することによって、気象現象の変化や、動植物の生態系の影響、人への健康被害などの新たな課題が発生しています。

気象現象に関しては、気温上昇による海面上昇や雨の降り方の変化が都市基盤の再整備や家屋の被害軽減への費用負担に直結しています。本市においても、浸水対策として雨水幹線バイパス管や調整池など独自対策に取り組んでいます。

動植物の生育に適正な気温・降水量が変わることによって、全国的に米や野菜の生育と収穫に影響しており、魚類は漁場の変化によって漁獲量やその種類に影響が及んでいます。それは食卓に並ぶ食料物価に直結するものです。

そして、人の日常生活には健康面で心配面が増えています。「熱中症」を象徴とし、働き方や余暇の過ごし方、住宅環境の改善など、様々な面で適応する対策の試行錯誤が続いています。

熱中症による救急搬送者数

	5月	6月	7月	8月	9月
令和6年	6人	22人	118人		
令和5年	6人	20人	77人	62人	17人
令和4年	5人	37人	53人	43人	15人
令和3年	5人	14人	38人	29人	3人

都市部においては、ヒートアイランド対策に着目し、対策を行うことが、引いては温暖化対策にも貢献できる効果的手法と考えています。国土交通省でも、その対策に交付金を重点的に配分するよう方針が示されました。如何に徹底的に行うかが問われると思います。